

第124回丹波篠山市議会2月6日会議

# 議会提出議案



令和6年2月6日

丹波篠山市



## 議案第 3 号

### 丹波篠山市手数料徴収条例の一部を改正する条例

丹波篠山市手数料徴収条例（平成 1 2 年篠山市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 2 0 条第 1 項」の次に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条中第 3 9 号を第 4 1 号とし、第 3 2 号から第 3 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 3 1 号中「(18)～(30)」を「(20)～(32)」に改め、同号を同条第 3 3 号とし、同条第 7 号から第 3 0 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 6 号中「の閲覧手数料」を「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届出等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料」に改め、「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「又は同法第 4 8 条第 2 項」を「、同法第 4 8 条第 2 項」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同条第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (6) 戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 7 0 0 円

第 2 条第 4 号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「第 1 2 0 条第 1 項」の次に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1

4年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月6日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

## 議案第4号

### 丹波篠山市介護保険条例の一部を改正する条例

丹波篠山市介護保険条例（平成12年篠山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「38,280円」を「34,950円」に改め、同項第2号中「47,850円」を「52,610円」に改め、同項第3号中「57,420円」を「53,000円」に改め、同項第4号中「66,990円」を「67,200円」に改め、同項第5号中「76,560円」を「76,800円」に改め、同項第6号中「88,050円」を「88,320円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「99,530円」を「99,840円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「111,020円」を「115,200円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「122,500円」を「130,560円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「133,980円」を「145,920円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「145,470円」を「161,280円」に改め、同号ア中「600万円以上800万円未満」を「520万円以上620万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第12号中「156,950円」を「199,680円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号の次に次の3号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 176,640円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14

号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 184,320円

ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 192,000円

ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,970円」を「21,890円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,970円」を「21,890円」に、「38,280円」を「37,250円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,970円」を「21,890円」に、「53,600円」を「52,610円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の丹波篠山市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月6日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

## 議案第5号

### 丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波篠山市国民健康保険税条例（平成11年篠山市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.32」を「100分の7.08」に改める。

第4条中「26,340円」を「27,600円」に改める。

第5条第1号中「18,640円」を「19,560円」に改め、同条第2号中「9,320円」を「9,780円」に改め、同条第3号中「13,980円」を「14,670円」に改める。

第7条中「10,540円」を「11,520円」に改める。

第7条の2第1号中「7,530円」を「7,560円」に改め、同条第2号中「3,760円」を「3,780円」に改め、同条第3号中「5,640円」を「5,670円」に改める。

第8条中「100分の2.60」を「100分の2.62」に改める。

第9条中「11,900円」を「12,360円」に改める。

第9条の2中「5,680円」を「6,000円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「18,440円」を「19,320円」に改め、同号イ（ア）中「13,050円」を「13,692円」に改め、同号イ（イ）中「6,530円」を「6,846円」に改め、同号イ（ウ）中「9,790円」を「10,269円」に改め、同号ウ中「7,380円」を「8,064円」に改め、同号エ（ア）中「5,280円」を「5,292円」に改め、同号エ（イ）中「2,640円」を「2,646円」に改め、同号エ（ウ）中「3,950円」を「3,969円」に改め、同号オ中「8,330円」を「8,652円」に改め、同号カ中「3,980円」を「4,200円」に改め、同項第2号ア中「13,170円」を「13,800円」に改め、同号イ（ア）中「9,320円」を「9,780円」に改め、同号イ（イ）中「4,660円」を「4,890円」に改め、同号イ（ウ）中「6,990円」を「7,335円」に改め、同号ウ中「5,270円」を「5,760円」に改め、同号エ（ア）中「3,770円」を「3,780円」に改め、同号エ（ウ）中「2,820円」を「2,835円」に改め、同号オ中「5,950円」を「6,180円」に改め、同号カ中「2,840円」を「3,000円」に改め、同項第3号ア中「5,270円」を「5,520円」に改め、同号イ（ア）中「3,730円」を「3,912円」に改め、同号イ（イ）中「1,870円」を「1,9

56円」に改め、同号イ（ウ）中「2,800円」を「2,934円」に改め、  
同号ウ中「2,110円」を「2,304円」に改め、同号エ（ア）中「1,  
510円」を「1,512円」に改め、同号エ（イ）中「760円」を「75  
6円」に改め、同号エ（ウ）中「1,130円」を「1,134円」に改め、  
同号オ中「2,380円」を「2,472円」に改め、同号カ中「1,140  
円」を「1,200円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,950円」を「4,  
140円」に改め、同号イ中「6,590円」を「6,900円」に改め、同  
号ウ中「10,540円」を「11,040円」に改め、同号エ中「13,1  
70円」を「13,800円」に改め、同項第2号ア中「1,580円」を「1,  
728円」に改め、同号イ中「2,640円」を「2,880円」に改め、同  
号ウ中「4,220円」を「4,608円」に改め、同号エ中「5,270円」  
を「5,760円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の丹波篠山市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月6日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



議案第6号

丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例（平成12年篠山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

入園料	小人	1人1回につき		200円	1 「小人」とは、小学校及び中学校の児童及び生徒とする。 2 「大人」とは、上記を除く15歳以上の者とする。
	大人	1人1回につき		300円	
キャンプ場	1サイト1泊につき	小		4,600円	
		大		5,100円	
コテージ	1棟1泊につき			18,500円	
体験室	1時間につき			1,000円	

を

入園料	小人	1人1回につき		250円	1 「小人」とは、小学校及び中学校の児童及び生徒とする。 2 「大人」とは、上記を除く15歳以上の者とする。
	大人	1人1回につき		350円	
キャンプ場	1サイト1泊につき	小		5,500円	
		大		6,000円	
	1サイト1日につき（宿泊以外に使用する場合）	小		2,500円	
		大		3,000円	
コテージ	1棟1泊につき			22,000円	
体験室	1時間につき			1,200円	

に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

令和6年2月6日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第7号

丹波篠山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市公営企業の設置等に関する条例（平成11年篠山市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月6日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 8 号

丹波篠山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(丹波篠山市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 丹波篠山市水道事業給水条例（平成 1 1 年篠山市条例第 2 0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項、第 3 4 条第 2 項ただし書及び第 3 7 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(丹波篠山市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 丹波篠山市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年篠山市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第9号

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表保育園・学校関係の非常勤の特別職の部幼稚園長 幼稚園教頭の項中「8,000円」を「16,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月6日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

## 議案第10号

### 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月6日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

## 議案第11号

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6年4月1日付けで丹波少年自然の家事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月6日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

兵庫県市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約

兵庫県市町村職員退職手当組規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「3年」を「4年」に改める。  
別表第1号表中「、丹波少年自然の家事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。